



さかた よしお
坂田芳郎 議員

SAKATA Yoshio

Q. 都市計画審議会決定につき伺う

A. 意見を聞きながら進めている

地域住民組織より、依頼を受けお尋ねする。

豊山町都市計画審議会が令和5年4月に開催された。

目的は、青山地区に整備が進められている、県の基幹的広域防災拠点に併せた「本町避難所」及び「賑わい施設」として整備予定の、臨空第二公園に係わる都市計画公園の変更についてである。

これについて住民組織より疑義がだされた。伺う。

都市計画法には「都市計画に定める地区計画等の案は、その案に係わる区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。」と示されている。このことから、拠点事業により土地を失う地権者・事業基盤を失う農業従事者の意見が都市計画に反映されるべきである。にも係わらず、地権者・農業従事者の意見を確認する機会が設けられなかった。いかなる見解か。この事である。伺う。

審議会で決定された都市計画は、都市施設のうち公園の区域を決定したものであり、「地区計画等の案」とは異なるものであります。今回の決定においても住民の皆さんの意見をお聞きしながら手続きを進めてまいりました。

この住民組織とは「青山地区防災拠点連絡協議会」。

青山区長が顧問となり、同副区長・上東・西の自治会長・実行組合長・ほか地域の要職者・代表幹事ら12名の発起人により設立された。活動は多岐にわたり勉強会・平面街路線形・避難所・賑わい施設等諸問題を住民と県・本町当局が理解を深め合えるべく、より良き方向性に進めて行くことと言つ住民周知の窓口・要望機関である。町長は本会を、どう評価しているか。

職員を出席させていただいている。

尋ねが前後するが、『豊山町都市計画審議会条例』は、委員13人以内で組織する。とある。また同条・2には、委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。とあり、(1)学識経験のある者5人以内 (2)町議会の議員5人以内 (3)関係行政機関又は県の職員3人以上と、定められている。

今般審議会は、(1)5人 (2)4人 (3)2人で行われた。ここで尋ねる。学識経験とは、一般に「ある専門の分野の学問的業績に対し、相当程度以上の評価を得、かつ社会的にも見識を認められるような経験豊かな人のこと。」と解されている。

他方、学識経験者とは「学問上の知識と高い見識を持ち、生活経験が豊かであると社会が認めている人。」と解されている。何れにせよ、今般本町審議委員5名の内、趣旨に

沿った専門的知見のある委員は何名いたのか。委員5名の代表的肩書を伺いたい。



肩書きにより任命しているものではございません。

総合的に勘案し、任命している。町議会議長経験者や会社経営者、保育経験者等の方です。

本人の申し出により、編集せず原文のまま掲載しています。

新役員就任

議案 PICKUP

一般質問